

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成24年8月17日提出

【計算期間】 第29特定期間（自 平成23年12月1日 至 平成24年5月31日）

【ファンド名】 野村MRF(マネー・リザーブ・ファンド)
(以下「ファンド」といいます。)

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼執行役会長兼社長 岩崎 俊博

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【電話番号】 03-3241-9511

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

毎日、お申込み・ご換金が可能です。

毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配 します。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

受益権の信託金限度額は、10兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド））

《商品分類表》

単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単 位 型	国 内	株 式	M M F
	海 外	債 券	M R F
追 加 型	内 外	不動産投信	
		その他資産 ()	E T F
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 (高格付債)	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア
不動産投信	日々	中南米
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から

(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

(1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

(1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

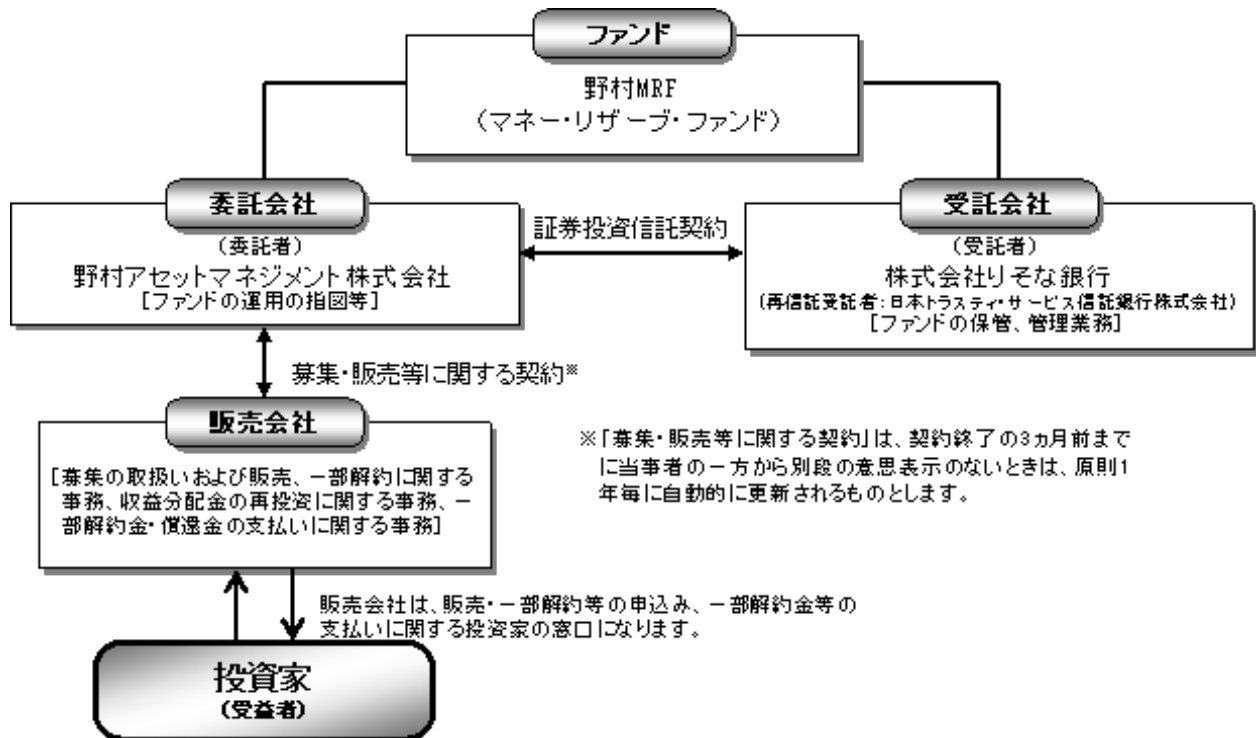
- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成10年4月3日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成24年6月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成24年6月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかりま
す。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）および取得時において償還金等が不
確定な仕組債等 への投資は行なわないものとします。

償還金額が指数等に連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連
動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているもの等をいいます。

[1] 元本の安全性の確保を目指します。

ポートフォリオの平均残存期間は90日以内としますが、当面は60日以内を目処とします。

信用力の高い商品(国債・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品等)に投資します。

デリバティブ(先物・オプションなど)は利用しません。

[2] 分散投資による運用を行います。

国債、政府保証付債券以外は、一発行体あたりの組入れは、2社以上の信用格付業者等からAA格
相当またはA - 1格相当を受けている場合もしくは信用格付業者等からの格付を受けていない
場合には委託会社はその格付けと同じ信用度を有すると判断した場合等はファンドの純資産
総額の5%以下、それ以外は1%以下とします(5日以内のコール・ローンを除きます。)

債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行いません。

[3] 毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配します。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日まで
の分)をまとめ、分配金に対する税金を差し引いた上、自動的に再投資されます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とします。

投資することができる有価証券は、下記「約款第15条第1項」に定める有価証券とします。

当該有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。以下同じ。）からA格相当以上の長期格付またはA - 2格相当以上の短期格付を受けているもの、もしくは信用格付業者等からの格付を受けていない場合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したものを、「適格有価証券」といいます。

投資することができる金融商品は、下記「約款第15条第2項」に定める金融商品とします。

指定金銭信託を除き、同項に定める金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を、「適格金融商品」といいます。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

なお、デリバティブの使用は行ないません。

有価証券の指図範囲(約款第15条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券、新株予約権付社債券および短期社債等を除きます。)
- 5 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 6 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 7 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 8 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9 貸付債権信託受益権(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号イに定めるものに限る)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 10 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

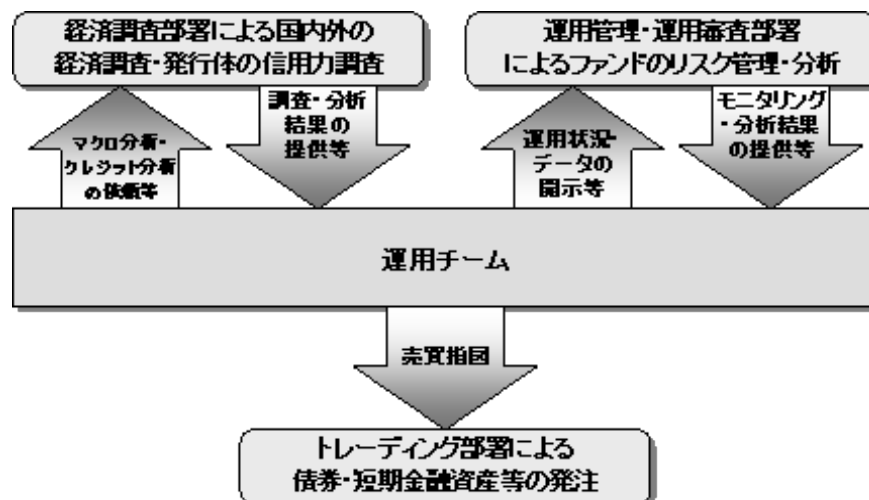
金融商品の指図範囲(約款第15条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号イに定めるものに限る)であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

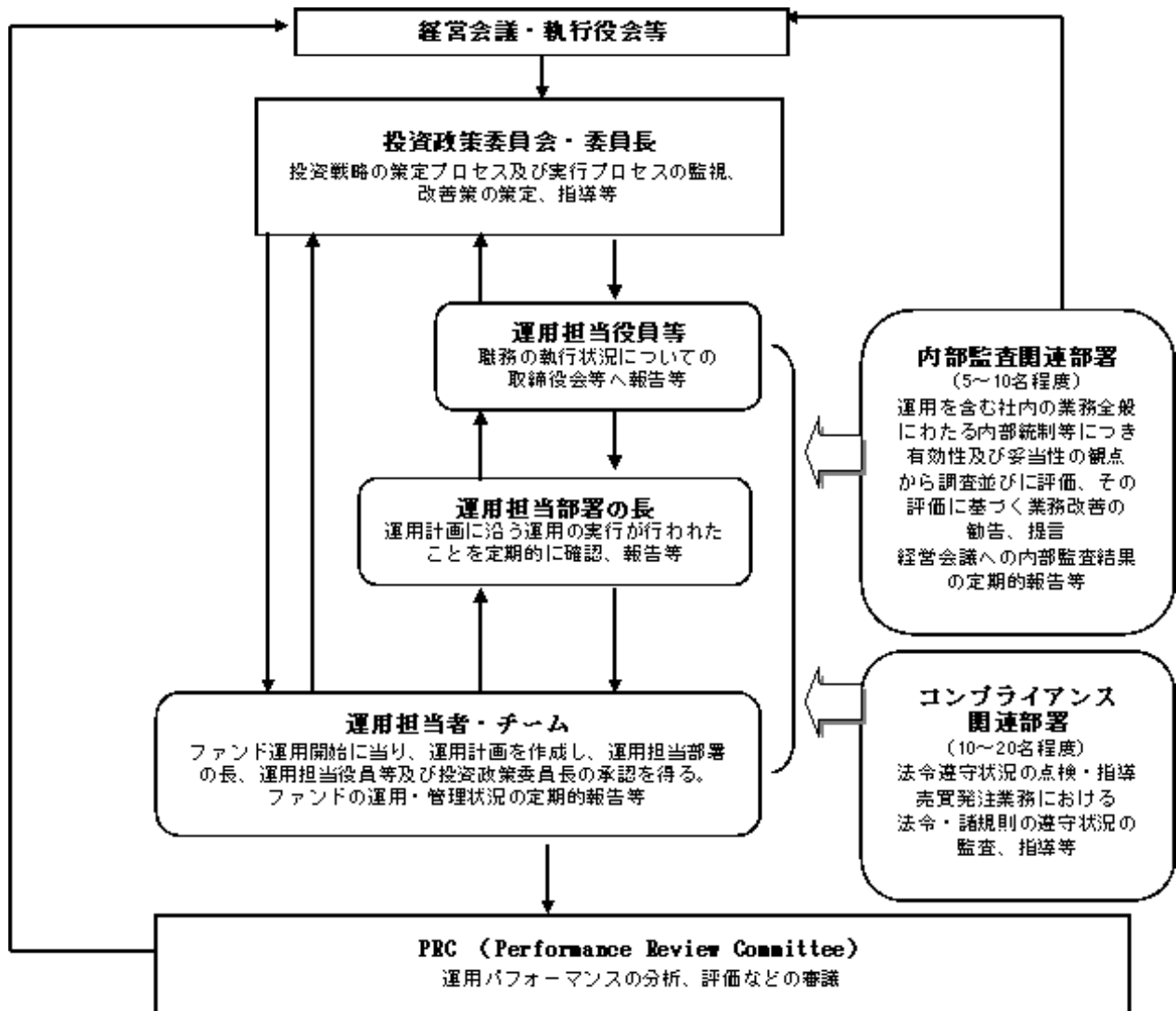
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は平成24年8月17日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

日々決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

「信託財産から生ずる利益」とは、下記 の収益等の合計額が の経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。

毎計算期間における利子、貸付有価証券に係る品貸料またはこれに類する収益、売買・償還等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

毎計算期間における監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補てん額およびその他費用

信託財産から生ずる利益は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(上記 の合計額が の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

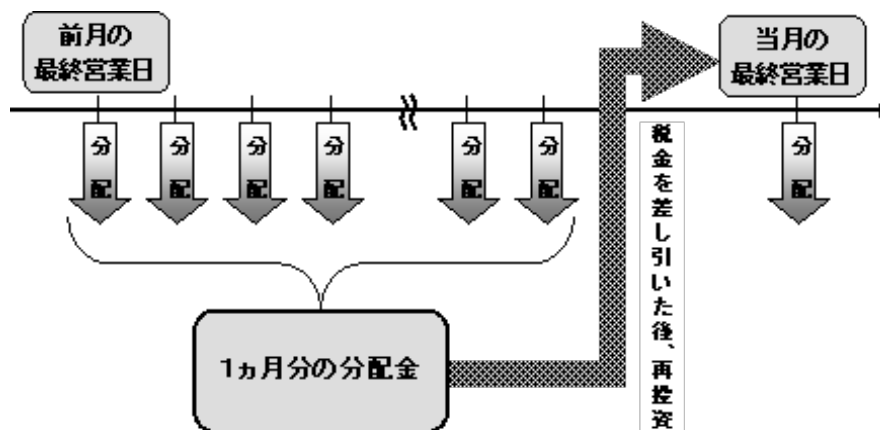
ファンドの決算日

毎日とします。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金のお支払い

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。



(注) 分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

有価証券等への投資制限(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

(イ)わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行ないません。

(ロ)指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行ないません。

(ハ)適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期格付またはA-1格相当以上の短期格付を受けているものもしくは信用格付業者等からの格付を受けていない場

合には委託者が当該格付と同等の信用度を有すると判断したもの(以下「第一種適格有価証券」といいます。)、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記(二)および(へ)において同じ。)への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(二)適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの(以下「第二種適格有価証券」といいます。)および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。

(ホ)上記(ハ)および(二)の組入れ制限には、約款第18条の規定による借入れ債券を含むものとします。

(へ)適格金融商品であるコール・ローンのうち取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記(ハ)および(二)の規定を適用しません。同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記(ハ)または(二)の適用を受ける有価証券等への投資は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。

(ト)上記(ハ)、(二)、(ホ)および(へ)に規定する組入比率にかかる制限については、やむを得ない事情により超えることとなった場合、その営業日を含め5営業日以内に所定の限度内になるように調整するものとします。

平均残存期間等の制限(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

信託財産に組入れられた有価証券および金融商品(以下「有価証券等」といいます。)の平均残存期間(一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入れ額の合計額で除して求めた期間をいいます。)は90日を超えないものとします。

有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。

有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用は行ないません。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第17条、運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を()の範囲内で貸付の指図をすることができます。この場合において、取引先リスク(取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)については、適格金融商品にかかる前記

「(2)投資対象」の規定を準用します。

- () 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第18条、運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。この場合において、借入れができる公社債は、国債、政府保証付債券および適格有価証券とします。また、公社債の借入れの取引期間については、1年を超えないものとします。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- () 上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- () 信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- () 上記()の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第19条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第20条)

委託者は、円貨で約定し、円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された有価証券が、円貨での決済が困難になる事態が発生した場合に限り、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。ただし、この場合においては、可能な限り速やかに当該外貨建資産を売却することとします。

資金の借入れ(約款第28条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその

翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債）等は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

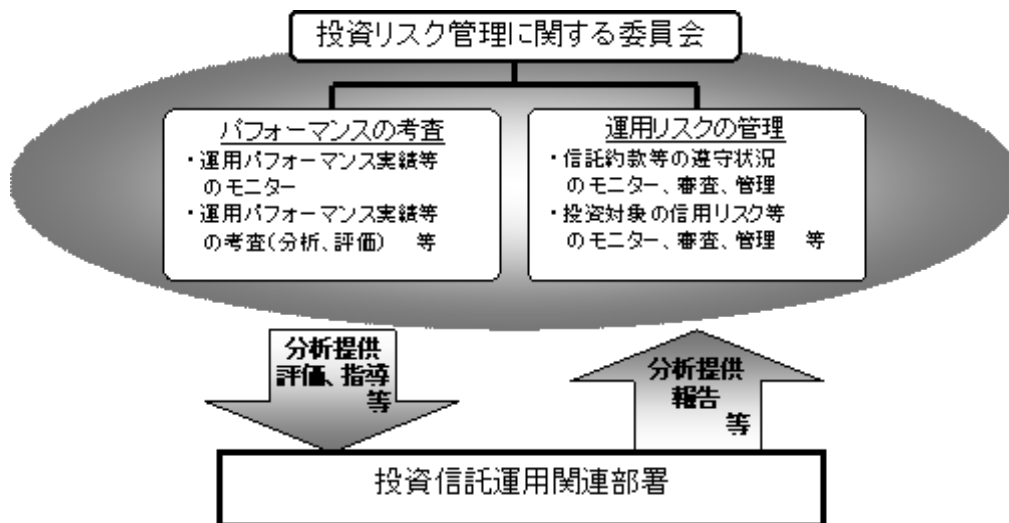
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は平成24年8月17日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の100以内の率とし次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

平成11年12月1日以降の各週の最初の営業日(委託者の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の11を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年10,000分の22以下の場合には、信託報酬率は年10,000分の22以内の率とします。なお、ファンドの日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レートが0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内の率とします。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

委託会社	販売会社()	受託会社()
信託報酬率 - (+)	元本総額 1兆円以下の部分 1兆円超 2兆円以下の部分 2兆円超 の部分	信託報酬率 年万分の22の場合 元本総額 1兆円以下の部分 1兆円超 2兆円以下の部分 2兆円超 3兆円以下の部分 3兆円超 の部分
		配分 信託報酬率 ×70.0%
		配分 年万分の1.67
		信託報酬率 ×72.5%
		配分 年万分の1.30
		信託報酬率 ×75.0%
		配分 年万分の1.00
		配分 年万分の0.80
		信託報酬率 < 年万分の22の場合 元本総額 1兆円以下の部分 1兆円超 2兆円以下の部分 2兆円超 3兆円以下の部分 3兆円超 の部分
		配分 信託報酬率 ×1.67/22.0
配分 信託報酬率 ×1.30/22.0		
配分 信託報酬率 ×1.00/22.0		
配分 信託報酬率 ×0.80/22.0		

販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払のときに信託財産から支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

[平成25年1月1日以後]

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

ファンドは、日々決算を行ないその都度決算収益の全額を収益分配金としておりますので、収益分配金について課された源泉税は全額法人税額から控除できます。

個人の投資家に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

[平成25年1月1日以後]

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用の場合には、お一人元金350万円（既にご利用の場合は、その金額を差し引いた額）までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行なわない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）時および償還時の課税について

解約請求制によるご換金の対象は、受益者が自動けいぞく投資契約を解除する場合を除き元本部分のみとなります。ただし、自動けいぞく投資契約を解除する場合には、受益権に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行なわれます。償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金に対して課税が行なわれます。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		再投資前の分配金に対して 20% ³
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税 ¹		ご換金時にお支払いする 再投資前の分配金に対して 20% ³
償還時	所得税および地方税 ²		元本超過額に対して 20% ³
			償還時にお支払いする 分配金に対して 20% ³

1 受益者が自動けいぞく投資契約を解除する場合のみ、受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。

2 償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

3 平成25年1月1日以後は、20.315%となる予定です。

マル優制度をご利用の場合、一定の金額までは上記の税金はかかりません。詳しくは上述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は平成24年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,397,014,836,038	57.96
特殊債券	日本	86,993,192,724	3.60
コマーシャルペーパー	日本	594,387,983,431	24.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		331,861,410,430	13.76
合計(純資産総額)		2,410,257,422,623	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 6 9回	150,000,000,000	99.99	149,999,575,600	99.99	149,999,575,600		2012/7/2	6.22
2	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 7 0回	110,370,000,000	99.99	110,367,585,080	99.99	110,367,585,080		2012/7/9	4.57
3	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 7 9回	100,000,000,000	99.98	99,988,248,852	99.98	99,988,248,852		2012/8/13	4.14
4	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 9 1回	100,000,000,000	99.97	99,975,050,000	99.97	99,975,050,000		2012/10/1	4.14
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 7 3回	80,000,000,000	99.99	79,996,454,224	99.99	79,996,454,224		2012/7/17	3.31
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 1回	80,000,000,000	99.98	79,989,104,910	99.98	79,989,104,910		2012/8/20	3.31
7	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第2 9 5回	78,690,000,000	100.01	78,698,952,546	100.01	78,698,952,546	0.2	2012/8/15	3.26
8	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 7 5回	70,000,000,000	99.99	69,995,776,839	99.99	69,995,776,839		2012/7/23	2.90
9	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 7 6回	70,000,000,000	99.99	69,994,393,210	99.99	69,994,393,210		2012/7/30	2.90
10	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 4回	70,000,000,000	99.98	69,987,705,890	99.98	69,987,705,890		2012/9/3	2.90
11	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 6回	70,000,000,000	99.98	69,986,413,220	99.98	69,986,413,220		2012/9/10	2.90
12	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 7 7回	50,000,000,000	99.99	49,995,054,250	99.99	49,995,054,250		2012/8/6	2.07
13	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 3回	50,000,000,000	99.98	49,992,169,900	99.98	49,992,169,900		2012/8/27	2.07
14	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 8回	50,000,000,000	99.97	49,989,209,008	99.97	49,989,209,008		2012/9/18	2.07
15	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 9 0回	50,000,000,000	99.97	49,988,324,100	99.97	49,988,324,100		2012/9/24	2.07
16	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 2回	30,000,000,000	99.99	29,998,016,940	99.99	29,998,016,940		2012/7/25	1.24
17	日本	コマーシャルペーパー	エイベックスF	28,500,000,000		28,497,532,014		28,497,532,014			1.18
18	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第6 6回	28,000,000,000	100.22	28,061,602,128	100.22	28,061,602,128	1.1	2012/9/20	1.16
19	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 8 0回	24,900,000,000	99.91	24,877,966,658	99.91	24,877,966,658		2013/5/20	1.03
20	日本	コマーシャルペーパー	NTTファイナンス	23,000,000,000		22,999,538,183		22,999,538,183			0.95
21	日本	国債証券	国庫短期証券 第2 4 9回	21,600,000,000	99.99	21,599,457,520	99.99	21,599,457,520		2012/7/10	0.89
22	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第2 4 2回	20,000,000,000	100.24	20,048,284,478	100.24	20,048,284,478	1.2	2012/9/20	0.83
23	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第2 5 0回	19,500,000,000	100.38	19,575,075,000	100.38	19,575,075,000	0.5	2013/6/20	0.81
24	日本	コマーシャルペーパー	NTTファイナンス	18,000,000,000		17,999,380,422		17,999,380,422			0.74
25	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第7 1回	16,400,000,000	100.85	16,540,611,183	100.85	16,540,611,183	1.3	2013/3/20	0.68
26	日本	コマーシャルペーパー	ミツビシUFJリース	14,000,000,000		13,999,620,278		13,999,620,278			0.58
27	日本	コマーシャルペーパー	ASTRO CAPITAL CORP2	13,000,000,000		12,998,495,731		12,998,495,731			0.53
28	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第7 0回	11,700,000,000	100.49	11,758,234,834	100.49	11,758,234,834	0.8	2013/3/20	0.48
29	日本	特殊債券	預金保険機構債券 政府保証 第1 4 7回	10,660,000,000	100.24	10,686,208,222	100.24	10,686,208,222	1	2012/10/11	0.44
30	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第2 4 8回	10,000,000,000	100.42	10,042,565,660	100.42	10,042,565,660	0.7	2013/3/20	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		57.96
特殊債券		3.60

コマーシャルペーパー		24.66
合計		86.23

【投資不動産物件】
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10特定期間	2002年6月1日～2002年11月30日	1,168,222	1,168,223	1.0000	1.0000
第11特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	1,312,671	1,312,671	1.0000	1.0000
第12特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	1,527,500	1,527,501	1.0000	1.0000
第13特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	1,699,574	1,699,574	1.0000	1.0000
第14特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	1,745,559	1,745,559	1.0000	1.0000
第15特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	1,884,234	1,884,234	1.0000	1.0000
第16特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	2,705,960	2,705,960	1.0000	1.0000
第17特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	2,511,961	2,511,966	1.0000	1.0000
第18特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	2,470,548	2,470,563	1.0000	1.0000
第19特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	3,009,759	3,009,789	1.0000	1.0000
第20特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	2,696,074	2,696,102	1.0000	1.0000
第21特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	2,640,971	2,640,998	1.0000	1.0000
第22特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	2,335,757	2,335,784	1.0000	1.0000
第23特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	2,378,412	2,378,423	1.0000	1.0000
第24特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	2,262,267	2,262,273	1.0000	1.0000
第25特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	2,314,852	2,314,857	1.0000	1.0000
第26特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	2,402,998	2,403,002	1.0000	1.0000
第27特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	2,599,632	2,599,637	1.0000	1.0000
第28特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	2,255,848	2,255,852	1.0000	1.0000
第29特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	2,430,252	2,430,257	1.0000	1.0000
	2011年6月末日	2,509,583		1.0000	
	7月末日	2,541,371		1.0000	
	8月末日	2,216,896		1.0000	
	9月末日	2,245,393		1.0000	
	10月末日	2,280,399		1.0000	
	11月末日	2,255,848		1.0000	
	12月末日	2,351,367		1.0000	
	2012年1月末日	2,404,060		1.0000	
	2月末日	2,459,306		1.0000	
	3月末日	2,508,397		1.0000	
	4月末日	2,459,856		1.0000	
	5月末日	2,430,252		1.0000	
	6月末日	2,410,257		1.0000	

特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第10特定期間	2002年6月1日～2002年11月30日	0.0000419 円
第11特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	0.0000473 円
第12特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	0.0000584 円
第13特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	0.0000415 円
第14特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	0.0000446 円
第15特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	0.0000244 円
第16特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	0.0000212 円
第17特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	0.0000901 円
第18特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	0.0009379 円
第19特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	0.0015253 円
第20特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	0.0019461 円
第21特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	0.0019624 円
第22特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	0.0020196 円
第23特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	0.0014799 円
第24特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	0.0006042 円
第25特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	0.0004005 円
第26特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	0.0003447 円
第27特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	0.0003792 円
第28特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	0.0003567 円
第29特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	0.0003316 円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率
第10特定期間	2002年6月1日～2002年11月30日	0.00 %
第11特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	0.00 %
第12特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	0.01 %
第13特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	0.00 %
第14特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	0.00 %
第15特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	0.00 %
第16特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	0.00 %
第17特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	0.01 %
第18特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	0.09 %
第19特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	0.15 %
第20特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	0.19 %
第21特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	0.20 %
第22特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	0.20 %
第23特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	0.15 %
第24特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	0.06 %
第25特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	0.04 %
第26特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	0.03 %
第27特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	0.04 %
第28特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	0.04 %
第29特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	0.03 %

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

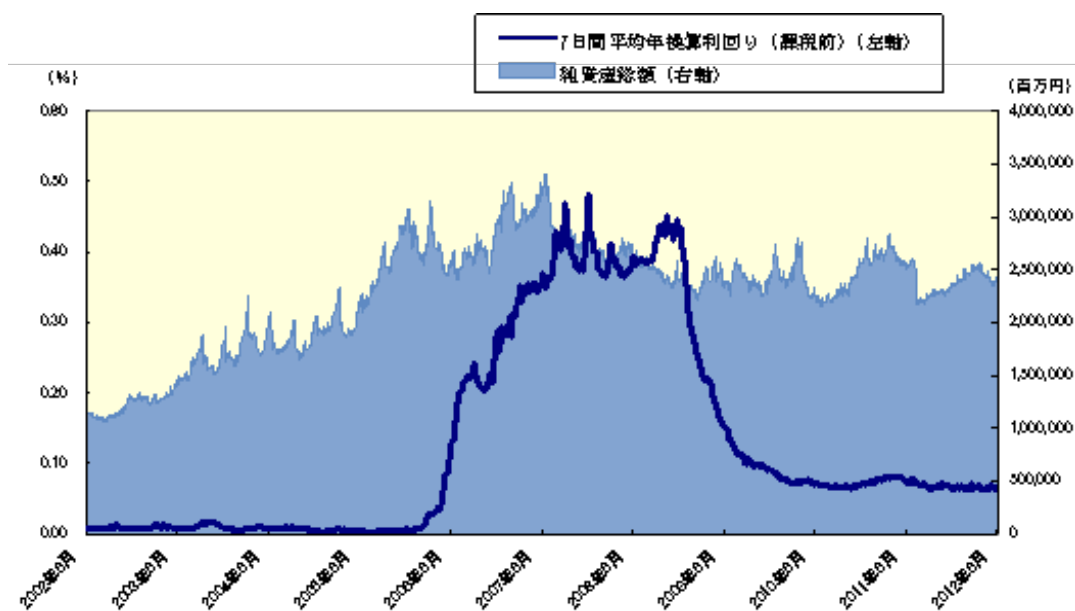
(4)【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第10特定期間	2002年6月1日～2002年11月30日	3,947,211,257,859	3,992,782,591,105	1,168,222,710,873
第11特定期間	2002年12月1日～2003年5月31日	3,969,047,109,121	3,824,598,678,464	1,312,671,141,530
第12特定期間	2003年6月1日～2003年11月30日	5,932,099,684,122	5,717,270,858,695	1,527,499,966,957
第13特定期間	2003年12月1日～2004年5月31日	7,566,814,986,411	7,394,740,879,291	1,699,574,074,077
第14特定期間	2004年6月1日～2004年11月30日	6,462,681,705,760	6,416,696,524,122	1,745,559,255,715
第15特定期間	2004年12月1日～2005年5月31日	7,620,216,522,995	7,481,541,405,759	1,884,234,372,951
第16特定期間	2005年6月1日～2005年11月30日	11,669,537,003,405	10,847,810,840,602	2,705,960,535,754
第17特定期間	2005年12月1日～2006年5月31日	14,699,640,251,688	14,893,639,467,520	2,511,961,319,922
第18特定期間	2006年6月1日～2006年11月30日	10,159,740,940,911	10,201,153,897,212	2,470,548,363,621
第19特定期間	2006年12月1日～2007年5月31日	12,704,063,378,905	12,164,852,497,837	3,009,759,244,689
第20特定期間	2007年6月1日～2007年11月30日	11,287,864,032,545	11,601,549,355,820	2,696,073,921,414
第21特定期間	2007年12月1日～2008年5月31日	8,103,351,475,216	8,158,453,863,883	2,640,971,532,747
第22特定期間	2008年6月1日～2008年11月30日	7,184,888,344,640	7,490,102,707,588	2,335,757,169,799
第23特定期間	2008年12月1日～2009年5月31日	6,236,387,063,006	6,193,731,903,152	2,378,412,329,653
第24特定期間	2009年6月1日～2009年11月30日	7,538,144,442,422	7,654,289,242,717	2,262,267,529,358
第25特定期間	2009年12月1日～2010年5月31日	7,694,063,481,017	7,641,478,982,128	2,314,852,028,247
第26特定期間	2010年6月1日～2010年11月30日	5,944,757,284,006	5,856,611,199,108	2,402,998,113,145
第27特定期間	2010年12月1日～2011年5月31日	7,481,565,138,131	7,284,931,376,611	2,599,631,874,665
第28特定期間	2011年6月1日～2011年11月30日	4,711,519,984,831	5,055,303,442,725	2,255,848,416,771
第29特定期間	2011年12月1日～2012年5月31日	4,947,522,989,124	4,773,118,946,474	2,430,252,459,421

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2012年6月30日現在）

[7日間平均年換算利回り・純資産の推移]（日次）



[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫短期証券 第269回	国債証券	6.2
2	国庫短期証券 第270回	国債証券	4.6
3	国庫短期証券 第279回	国債証券	4.1
4	国庫短期証券 第291回	国債証券	4.1
5	国庫短期証券 第273回	国債証券	3.3
6	国庫短期証券 第281回	国債証券	3.3
7	国庫債券 利付(2年)第295回	国債証券	3.3
8	国庫短期証券 第275回	国債証券	2.9
9	国庫短期証券 第276回	国債証券	2.9
10	国庫短期証券 第284回	国債証券	2.9

資産別投資比率

資産の種類	投資比率 (%)
国債証券	58.0
特殊債券	3.6
コマーシャルペーパー	24.7
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	13.8

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により、1円以上1円単位で申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

受益権の販売価額は、取得価額(取得日の前日の基準価額)とします。

取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって、原則として以下の通りとなります。

《販売会社が営業日の場合》

	取得申込金の受領時間	
	申込締切時間 ¹ 以前	申込締切時間 ¹ 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ²	取得申込受付日の翌営業日 ³

- 1 申込締切時間は、午後3時30分以前で、販売会社が定める時刻とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なりますのでご注意ください。販売会社毎の申込締切時間については、各販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、サポートダイヤルまでお問い合わせ下さい。
- 2 取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。
- 3 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

《販売会社が非営業日の場合》

販売会社の営業日以外の日には、払込金を添えて取得の申込みがあった場合は、払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。

ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

前記の「取得申込金の受領」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認さ

れ、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限り、

また、「営業日」とは、わが国の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。

お申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

申込手数料はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座数の増加の記載または記録が行なわれます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

2 【換金(解約)手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

換金代金は、原則として元本のみとし、収益分配金は含まれません。

ただし、販売会社と自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を結んだ受益者が、当該自動けいぞく投資契約を解除する場合において、収益分配金があるときは、受益者にお支払いします。よって、この場合の換金代金は、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額となります。

換金時の税金につきましては「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払いま

す。

なお、販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金のお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして扱います。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1円単位をもってその受益権を買取することができます。

販売会社によっては相応の事由があると認めた場合に限り、

買取りの請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

買取価額は、買取請求受付日の前日の基準価額とします。

買取りのお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして上記買取価額の規定に準じて計算された価額とします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(ご参考)アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

- ・取得価額.....購入(取得)時の価格のことです。
- ・残存期間.....債券の取得日から償還日までの日数のことです。

上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼー

ションは法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって行います。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成10年4月3日設定)。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- ()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

当ファンドは、運用報告書を作成しておりません。

なお、運用内容については、「運用状況」をご覧ください。また、委託会社では投資信託協会のルールに基づいて月次の運用レポートを作成しています。当該レポートについては、次のインターネットホームページでもご確認いただけます。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

(d)有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を毎年5月末、11月末を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- ()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- ()原則として、前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金は、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。
- ()販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、各受益者(保有していた受益権より発生した収益分配金のみを保有する者を含みます。)ごとに収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。当該受益権の取得の申込に応じたことにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ()上記()の規定にかかわらず、販売会社は、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込を、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。
- ()販売会社と自動けいぞく投資契約を結んだ受益者が、当該自動けいぞく投資契約を解除する場合において、当該受益者が保有する収益分配金があるときは、あるいは信託終了時において受益者が保有する収益分配金があるときは、上記()及び()の規定にかかわらず、その際に当該受益者に支払われます。
- ()上記()の規定に基づき自動けいぞく投資契約の解除にかかる受益者に支払うべき収益分配金は、原則として、当該請求受付日の翌営業日から販売会社において受益者に支払うものとします。
- ()受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金(償還にかかる受益権に帰属する収益分配金を含みます。)は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

なお、販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

野村MRF(マネー・リザーブ・ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成23年12月1日から平成24年5月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成23年11月30日現在	当期 平成24年 5月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	678,636	525,367
コール・ローン	179,105,000,000	151,642,000,000
国債証券	1,206,535,891,219	1,547,654,410,618
特殊債券	60,096,652,300	84,491,503,133
社債券	13,130,027,682	-
コマーシャル・ペーパー	633,208,355,981	597,355,296,410
現先取引勘定	149,955,732,104	151,112,853,020
未収利息	977,748,429	416,832,093
前払費用	260,715,569	123,449,617
その他未収収益	193,156	230,533
借入有価証券担保金	65,050,241,674	75,175,143,479
流動資産合計	2,308,321,236,750	2,607,972,244,270
資産合計		
	2,308,321,236,750	2,607,972,244,270
負債の部		
流動負債		
未払金	52,465,995,910	177,712,583,578
未払収益分配金	4,286,111	4,617,479
未払受託者報酬	156,089	148,997
未払委託者報酬	2,250,765	2,198,693
その他未払費用	24,286	27,573
流動負債合計	52,472,713,161	177,719,576,320
負債合計		
	52,472,713,161	177,719,576,320
純資産の部		
元本等		
元本	2,255,848,416,771	2,430,252,459,421
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	106,818	208,529
元本等合計	2,255,848,523,589	2,430,252,667,950
純資産合計	2,255,848,523,589	2,430,252,667,950
負債純資産合計	2,308,321,236,750	2,607,972,244,270

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自 平成23年 6月 1日 至 平成23年11月30日	自 平成23年12月 1日 至 平成24年 5月31日
営業収益		
受取利息	2,226,360,180	2,095,501,828
有価証券売買等損益	967,636,294	879,904,260
その他収益	37,776,629	71,955,622
営業収益合計	1,296,500,515	1,287,553,190
営業費用		
受託者報酬	28,661,711	30,124,660
委託者報酬	418,973,463	444,348,696
その他費用	4,702,037	7,881,100
営業費用合計	452,337,211	482,354,456
営業利益	844,163,304	805,198,734
経常利益	844,163,304	805,198,734
当期純利益	844,163,304	805,198,734
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	200,561	106,818
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	844,257,047	805,097,023
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	106,818	208,529

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 (2) 計算期間 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヶ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）により、平成23年12月 1 日から平成24年 5 月31日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成23年11月30日現在	当期 平成24年 5 月31日現在
1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。	1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。
2 特定期間の末日における受益権の総数 2,255,848,416,771 口	2 特定期間の末日における受益権の総数 2,430,252,459,421 口
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日
1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 844,363,865円を分配対象収益として844,257,047円を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額 805,305,552円を分配対象収益として805,097,023円を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成23年11月30日現在	当期 平成24年 5 月31日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 国債証券、特殊債券、社債券及びコマーシャル・ペーパー (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 国債証券、特殊債券及びコマーシャル・ペーパー 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日
期首元本額 2,599,631,874,665 円	期首元本額 2,255,848,416,771 円
期中追加設定元本額 4,711,519,984,831 円	期中追加設定元本額 4,947,522,989,124 円
期中一部解約元本額 5,055,303,442,725 円	期中一部解約元本額 4,773,118,946,474 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	前期 自 平成23年 6 月 1 日 至 平成23年11月30日	当期 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	6,532,167	731,427
特殊債券	1,760,427	2,108,001
社債券	481,713	
コマーシャル・ペーパー	0	0
合計	8,774,307	1,376,574

3 デリバティブ取引関係

前期(平成23年11月30日現在)

該当事項はございません。

当期(平成24年 5 月31日現在)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成24年 5 月31日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成24年 5 月31日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,177,105	
	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,177,105	
	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,177,105	
	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,175,000	
	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,175,000	
	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,175,000	
	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,175,000	
	国庫債券 利付(2年)第293回	5,000,000,000	5,000,175,000	
	国庫債券 利付(2年)第293回	2,300,000,000	2,300,080,500	
	国庫債券 利付(2年)第293回	140,000,000	140,005,146	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,916,080	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,916,080	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,916,080	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,964,425	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,964,425	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,964,425	
	国庫債券 利付(2年)第295回	2,500,000,000	2,500,482,245	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,160	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,160	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,160	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,160	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,160	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,160	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,160	
	国庫債券 利付(2年)第295回	700,000,000	700,133,175	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,585	
	国庫債券 利付(2年)第295回	5,000,000,000	5,000,951,585	
	国庫債券 利付(2年)第295回	2,500,000,000	2,500,475,822	
	国庫債券 利付(2年)第295回	2,500,000,000	2,500,477,623	
	国庫債券 利付(2年)第295回	490,000,000	490,097,086	
	国庫債券 利付(2年)第300回	884,000,000	884,439,494	
	国庫債券 利付(2年)第303回	5,000,000,000	5,004,109,040	
	国庫債券 利付(5年)第66回	5,000,000,000	5,015,074,080	
	国庫債券 利付(5年)第66回	5,000,000,000	5,015,074,080	
	国庫債券 利付(5年)第66回	5,000,000,000	5,015,074,080	
	国庫債券 利付(5年)第66回	5,000,000,000	5,015,074,080	
	国庫債券 利付(5年)第66回	5,000,000,000	5,015,074,080	
	国庫債券 利付(5年)第66回	3,000,000,000	3,009,044,448	
	国庫債券 利付(5年)第70回	5,000,000,000	5,027,701,615	
	国庫債券 利付(5年)第70回	5,000,000,000	5,027,701,615	
	国庫債券 利付(5年)第71回	5,000,000,000	5,047,696,340	
	国庫債券 利付(5年)第71回	5,000,000,000	5,047,696,340	
	国庫債券 利付(5年)第71回	1,000,000,000	1,009,539,268	
	国庫債券 利付(5年)第71回	5,000,000,000	5,047,943,910	

国庫債券 利付(5年)第71回	400,000,000	403,835,515	
国庫債券 利付(10年)第242回	5,000,000,000	5,016,541,800	
国庫債券 利付(10年)第242回	5,000,000,000	5,016,541,800	
国庫債券 利付(10年)第242回	5,000,000,000	5,016,541,800	
国庫債券 利付(10年)第242回	4,550,000,000	4,565,053,224	
国庫債券 利付(10年)第242回	450,000,000	451,488,824	
国庫債券 利付(10年)第243回	2,000,000,000	2,006,010,800	
国庫債券 利付(10年)第243回	26,000,000	26,078,376	
国庫債券 利付(10年)第245回	5,000,000,000	5,021,809,255	
国庫債券 利付(10年)第245回	3,000,000,000	3,013,085,553	
国庫債券 利付(10年)第248回	5,000,000,000	5,023,719,730	
国庫債券 利付(10年)第248回	5,000,000,000	5,023,719,730	
国庫債券 利付(10年)第249回	5,000,000,000	5,019,671,275	
国庫債券 利付(10年)第249回	5,000,000,000	5,019,671,275	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,857,140	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,857,140	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,857,140	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,857,140	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,857,140	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,857,140	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,854,545	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,854,545	
国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,854,545	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,854,545	
	国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,900,000	
	国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,900,000	
	国庫短期証券 第242回	5,000,000,000	4,999,900,000	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,240	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,080	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,140	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,140	
	国庫短期証券 第262回	640,000,000	639,994,512	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,495	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,957,495	
	国庫短期証券 第262回	3,820,000,000	3,819,967,526	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,955,000	
	国庫短期証券 第262回	5,000,000,000	4,999,955,000	
	国庫短期証券 第262回	940,000,000	939,991,540	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,859,265	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,857,085	
	国庫短期証券 第264回	3,230,000,000	3,229,907,668	
	国庫短期証券 第264回	1,770,000,000	1,769,950,179	
	国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,900,000	

国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,900,000	
国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,900,000	
国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,900,000	
国庫短期証券 第264回	5,000,000,000	4,999,900,000	
国庫短期証券 第264回	3,910,000,000	3,909,921,800	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第265回	5,000,000,000	4,999,761,740	
国庫短期証券 第268回	5,000,000,000	4,999,664,985	
国庫短期証券 第268回	5,000,000,000	4,999,664,985	
国庫短期証券 第268回	5,000,000,000	4,999,664,985	
国庫短期証券 第268回	5,000,000,000	4,999,664,985	
国庫短期証券 第268回	5,000,000,000	4,999,664,985	
国庫短期証券 第268回	5,000,000,000	4,999,664,985	
国庫短期証券 第268回	5,000,000,000	4,999,664,985	

国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,958,450	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,958,450	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,958,450	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,958,450	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,958,450	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,495	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	5,000,000,000	4,999,957,140	
国庫短期証券 第272回	1,180,000,000	1,179,989,966	
国庫短期証券 第272回	480,000,000	479,995,680	
国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	
国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	
国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	
国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	
国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	
国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,364,800	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,362,330	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,362,330	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,362,330	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,362,330	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,362,330	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,362,330	
	国庫短期証券 第273回	5,000,000,000	4,999,362,330	
	国庫短期証券 第273回	4,560,000,000	4,559,418,410	
	国庫短期証券 第273回	440,000,000	439,944,084	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,288,520	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,288,520	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,288,520	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,288,520	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,288,520	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,288,520	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,288,520	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,285,665	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,285,665	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,285,665	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,285,665	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,285,665	
	国庫短期証券 第275回	5,000,000,000	4,999,285,665	
	国庫短期証券 第275回	2,950,000,000	2,949,578,517	
	国庫短期証券 第275回	2,050,000,000	2,049,708,262	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,183,875	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,189,840	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,189,840	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,189,840	
	国庫短期証券 第276回	5,000,000,000	4,999,189,840	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
	国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	

国庫短期証券 第277回	5,000,000,000	4,999,093,375	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,999,005,250	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,998,997,230	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,998,997,230	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,998,997,230	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,998,997,230	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,998,997,230	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,998,997,230	
国庫短期証券 第279回	5,000,000,000	4,998,997,230	
国庫短期証券 第279回	2,950,000,000	2,949,408,354	
国庫短期証券 第279回	2,050,000,000	2,049,592,148	

	国庫短期証券 第284回	5,000,000,000	4,998,750,000	
	国庫短期証券 第284回	5,000,000,000	4,998,750,000	
	国庫短期証券 第284回	5,000,000,000	4,998,750,000	
国債証券計		1,547,310,000,000	1,547,654,410,618	
特殊債券	日本政策投資銀行債券 政府保証第6回	147,000,000	147,817,592	
	日本政策投資銀行債券 政府保証第6回	141,000,000	141,784,200	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第313回	3,230,000,000	3,241,523,655	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第313回	1,605,000,000	1,610,726,181	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第313回	300,000,000	301,073,319	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第313回	200,000,000	200,714,880	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第313回	200,000,000	200,722,960	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第313回	100,000,000	100,360,984	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第314回	697,000,000	700,367,468	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第314回	1,252,000,000	1,258,074,079	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第314回	100,000,000	100,490,930	
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第315回	518,000,000	520,725,256	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4回	200,000,000	201,308,160	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4回	800,000,000	805,178,364	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4回	100,000,000	100,656,580	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第7回	5,000,000,000	5,047,600,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第7回	2,500,000,000	2,523,800,000	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第7回	1,500,000,000	1,514,280,000	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第7回	700,000,000	706,666,771	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第7回	100,000,000	100,952,479	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第10回	300,000,000	303,387,336	
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証第10回	100,000,000	101,131,870	
	公営企業債券 政府保証第816回	100,000,000	100,069,256	
	公営企業債券 政府保証第816回	474,000,000	474,331,800	
	公営企業債券 政府保証第816回	104,000,000	104,072,367	
	公営企業債券 政府保証第817回	1,964,000,000	1,967,422,704	
	公営企業債券 政府保証第817回	717,000,000	718,249,384	
	公営企業債券 政府保証第818回	302,000,000	302,809,424	
	公営企業債券 政府保証第818回	500,000,000	501,333,266	
	公営企業債券 政府保証第818回	102,000,000	102,271,956	
	公営企業債券 政府保証第819回	200,000,000	200,713,708	
	公営企業債券 政府保証第820回	2,464,000,000	2,475,486,664	
	公営企業債券 政府保証第820回	1,704,000,000	1,711,943,640	
	公営企業債券 政府保証第820回	100,000,000	100,468,232	
	公営企業債券 政府保証第820回	300,000,000	301,404,966	
	公営企業債券 政府保証第820回	130,000,000	130,610,844	
	公営企業債券 政府保証第821回	211,000,000	211,983,994	
	公営企業債券 政府保証第821回	1,000,000,000	1,004,662,871	
	公営企業債券 政府保証第821回	200,000,000	200,939,439	
	公営企業債券 政府保証第821回	102,000,000	102,479,133	
	公営企業債券 政府保証第822回	911,000,000	915,405,285	
	公営企業債券 政府保証第822回	1,318,000,000	1,324,379,501	
	公営企業債券 政府保証第822回	309,000,000	310,510,534	
	公営企業債券 政府保証第822回	100,000,000	100,488,832	
	公営企業債券 政府保証第822回	147,000,000	147,717,780	
	公営企業債券 政府保証第823回	200,000,000	200,899,677	
	公営企業債券 政府保証第823回	530,000,000	532,350,324	
	公営企業債券 政府保証第823回	100,000,000	100,449,910	
	公営企業債券 政府保証第824回	3,802,000,000	3,821,286,920	
	公営企業債券 政府保証第824回	100,000,000	100,504,140	
	公営企業債券 政府保証第825回	102,000,000	102,569,253	
	地方公共団体金融機構債券 政府保証4年第1回	5,000,000,000	5,021,665,280	
	地方公共団体金融機構債券 政府保証4年第1回	3,651,000,000	3,666,820,004	
	中小企業債券 政府保証第167回	100,000,000	100,059,388	
	中小企業債券 政府保証第167回	1,300,000,000	1,300,784,732	
	中小企業債券 政府保証第169回	931,000,000	934,262,991	
	中小企業債券 政府保証第169回	1,701,000,000	1,706,970,218	
	中小企業債券 政府保証第169回	200,000,000	200,700,600	
	中小企業債券 政府保証第169回	300,000,000	301,055,427	
	中小企業債券 政府保証第169回	100,000,000	100,354,482	

中小企業債券 政府保証第171回	541,000,000	543,576,826
中小企業債券 政府保証第171回	1,112,000,000	1,117,316,232
中小企業債券 政府保証第171回	200,000,000	200,955,200
中小企業債券 政府保証第173回	405,000,000	407,252,488
中小企業債券 政府保証第173回	400,000,000	402,224,640
中小企業債券 政府保証第173回	100,000,000	100,556,192
都市再生債券 政府保証第13回	200,000,000	200,045,136
都市再生債券 政府保証第15回	800,000,000	802,855,139
都市再生債券 政府保証第15回	100,000,000	100,357,009
都市再生債券 政府保証第15回	150,000,000	150,542,575
都市再生債券 政府保証第17回	210,000,000	210,014,789
都市再生債券 政府保証第17回	500,000,000	500,036,358
都市再生債券 政府保証第17回	170,000,000	170,012,536
都市再生債券 政府保証第17回	330,000,000	330,024,558
都市再生債券 政府保証第18回	700,000,000	700,368,095
都市再生債券 政府保証第18回	100,000,000	100,054,658
都市再生債券 政府保証第18回	400,000,000	400,221,568
都市再生債券 政府保証第18回	100,000,000	100,056,274
都市再生債券 政府保証第19回	300,000,000	299,998,826
都市再生債券 政府保証第20回	1,000,000,000	999,958,784
都市再生債券 政府保証第21回	100,000,000	100,041,667
関西国際空港債券 政府保証第38回	108,000,000	108,166,338
預金保険機構債券 政府保証第140回	1,100,000,000	1,100,838,144
預金保険機構債券 政府保証第140回	300,000,000	300,229,716
預金保険機構債券 政府保証第143回	500,000,000	500,788,985
預金保険機構債券 政府保証第143回	200,000,000	200,320,296
預金保険機構債券 政府保証第143回	100,000,000	100,159,992
預金保険機構債券 政府保証第147回	5,000,000,000	5,015,925,520

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
特殊債券	預金保険機構債券 政府保証第147回	260,000,000	260,828,248	
	預金保険機構債券 政府保証第147回	200,000,000	200,632,174	
	預金保険機構債券 政府保証第147回	3,800,000,000	3,812,079,976	
	預金保険機構債券 政府保証第147回	1,300,000,000	1,304,131,764	
	預金保険機構債券 政府保証第147回	100,000,000	100,318,260	
	預金保険機構債券 政府保証第150回	200,000,000	200,894,844	
	預金保険機構債券 政府保証第150回	300,000,000	301,343,346	
	預金保険機構債券 政府保証第150回	100,000,000	100,442,900	
	預金保険機構債券 政府保証第150回	500,000,000	502,237,510	
	預金保険機構債券 政府保証第150回	200,000,000	200,899,360	
	預金保険機構債券 政府保証第153回	100,000,000	100,525,560	
	預金保険機構債券 政府保証第153回	300,000,000	301,576,593	
	預金保険機構債券 政府保証第153回	200,000,000	201,050,374	
	預金保険機構債券 政府保証第153回	100,000,000	100,530,406	
	住宅金融支援機構債券 政府保証第2回	100,000,000	100,041,344	
	住宅金融支援機構債券 政府保証第2回	100,000,000	100,044,408	
	国民生活債券 政府保証第7回	300,000,000	301,060,893	
	国民生活債券 政府保証第7回	1,364,000,000	1,368,824,344	
	国民生活債券 政府保証第7回	509,000,000	510,811,524	
	国民生活債券 政府保証第7回	301,000,000	302,072,144	
	国民生活債券 政府保証第8回	2,182,000,000	2,193,890,330	
	国民生活債券 政府保証第16回	200,000,000	201,199,559	
	国民生活債券 政府保証第16回	100,000,000	100,599,464	
	農林漁業金融公庫債券 政府保証第1回	329,000,000	330,597,351	
	農林漁業金融公庫債券 政府保証第1回	179,000,000	179,872,430	
	農林漁業金融公庫債券 政府保証第1回	213,000,000	214,038,318	
	成田国際空港 政府保証第2回	341,000,000	342,650,320	
	成田国際空港 政府保証第2回	411,000,000	412,987,457	
	商工債券 利付第685回い号	150,000,000	150,150,091	
	商工債券 利付第685回い号	100,000,000	100,100,242	
	商工債券 利付(3年)第114回	500,000,000	500,390,178	
	商工債券 利付(3年)第114回	500,000,000	500,390,178	

	商工債券 利付(3年)第114回	500,000,000	500,390,178	
	商工債券 利付(3年)第114回	500,000,000	500,390,178	
	商工債券 利付(3年)第114回	500,000,000	500,390,178	
	商工債券 利付(3年)第114回	500,000,000	500,390,178	
特殊債券計		84,131,000,000	84,491,503,133	
コマーシャル・ ペーパー	エスエムビーシーニッコウショウケン	9,000,000,000	8,999,815,080	
	ミツイスミトモF&L	5,000,000,000	4,999,654,915	
	ミズホコーポレートギンコウ	5,000,000,000	4,999,906,325	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	6,000,000,000	5,999,732,961	
	ミツビシUFJモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,999,786,365	
	ミツビシUFJモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,999,901,360	
	ホンダファイナンス	4,000,000,000	3,999,918,000	
	ミズホコーポレートギンコウ	5,000,000,000	4,999,797,041	
	スミトモシンタクギンコウ	5,000,000,000	4,999,906,296	
	ミズホコーポレートギンコウ	5,000,000,000	4,999,687,757	
	スミトモシンタクギンコウ	5,000,000,000	4,999,797,012	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	5,000,000,000	4,999,520,672	
	スミトモシンタクギンコウ	9,000,000,000	8,999,437,936	
	ミツビシUFJモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,999,682,264	
	ミツビシUFJモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,999,459,860	
	エイペックスF	2,100,000,000	2,099,819,620	
	エイペックスF	150,000,000	149,987,106	
	エイペックスF	190,000,000	189,983,626	
	エイペックスF	100,000,000	99,991,362	
	エイペックスF	130,000,000	129,988,783	
	エイペックスF	700,000,000	699,939,852	
	エイペックスF	170,000,000	169,985,366	
	エイペックスF	140,000,000	139,987,945	
	ミツイスミトモF&L	5,000,000,000	4,999,413,312	
	ミツイスミトモF&L	5,000,000,000	4,999,292,577	
	FOREST CORPORATION	2,000,000,000	1,998,883,418	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	5,000,000,000	4,999,578,444	
	ミツイスミトモF&L	5,000,000,000	4,999,171,765	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,999,298,115	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	5,000,000,000	4,999,469,160	
	ホンダファイナンス	5,000,000,000	4,999,444,174	
	ホンダファイナンス	5,000,000,000	4,999,438,977	
	ミツビシシヨウジ	5,000,000,000	4,999,794,790	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャル・ペーパー	ホンダファイナンス	5,000,000,000	4,999,898,816	
	エイペックスF	1,800,000,000	1,799,668,687	
	エイペックスF	130,000,000	129,976,037	
	エイペックスF	1,800,000,000	1,799,668,687	
	エイペックスF	120,000,000	119,977,909	
	エイペックスF	140,000,000	139,974,212	
	エイペックスF	1,900,000,000	1,899,650,293	
	エイペックスF	110,000,000	109,979,734	
	三菱シショウジ	5,000,000,000	4,999,721,524	
	三菱シショウジ	5,000,000,000	4,999,718,926	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,999,178,296	
	ミツイスミトモF & L	5,000,000,000	4,999,050,987	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	5,000,000,000	4,999,359,876	
	三菱シUF Jモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,999,148,852	
	リコーリース	5,000,000,000	4,999,718,917	
	三菱シデンキ	7,000,000,000	6,998,746,110	
	三菱シUF Jモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,999,040,534	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	6,000,000,000	5,999,100,696	
	三菱シUF Jリ - ス	10,000,000,000	9,999,999,995	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	5,000,000,000	4,998,938,692	
	ジエイエフイーホールディングス	1,000,000,000	999,999,989	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	6,000,000,000	5,998,969,557	
	三菱シUF Jリ - ス	10,000,000,000	9,999,773,705	
	三菱シUF Jモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,998,932,220	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,998,955,627	
	ミツイスミトモF & L	5,000,000,000	4,998,809,397	
	ミズホコーポレートギンコウ	5,000,000,000	4,998,932,215	
	ミズホコーポレートギンコウ	5,000,000,000	4,998,823,898	
	シンニツポンセイテツ	8,000,000,000	7,999,546,122	
	シンニツポンセイテツ	6,000,000,000	5,999,928,988	
	三菱シUF Jモルガン・スタンレー	5,000,000,000	4,998,823,898	
	ミツイスミトモF & L	5,000,000,000	4,998,688,653	
	三菱シUF Jリ - ス	10,000,000,000	9,999,547,445	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	6,000,000,000	5,998,838,420	
	ホンダファイナンス	5,000,000,000	4,999,037,345	
	シンニツポンセイテツ	8,000,000,000	7,999,337,292	
	シンニツポンセイテツ	3,000,000,000	2,999,749,171	
	ジエイエフイーホールディングス	2,000,000,000	1,999,958,692	
	ジエイエフイーホールディングス	6,000,000,000	5,999,752,154	
	ミツイスミトモシタクギンコウ	6,000,000,000	5,998,707,282	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,998,579,235	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,998,442,345	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	5,000,000,000	4,998,510,785	

	ミツイスミトモF&L	5,000,000,000	4,998,579,235	
	ミツビシシヨウジ	5,000,000,000	4,999,804,389	
	ミツビシUFJリ - ス	10,000,000,000	9,999,321,170	
	ジエイエフイーホールディングス	2,000,000,000	1,999,834,320	
	シンニツポンセイテツ	12,000,000,000	11,999,005,914	
	ミズホコーポレートギンコウ	5,000,000,000	4,998,498,977	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,998,177,151	
	ミツビシUFJモルガン・スタン レー	5,000,000,000	4,998,726,929	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	6,000,000,000	5,998,576,144	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	5,000,000,000	4,998,442,301	
	ミツイスミトモF & L	5,000,000,000	4,998,326,357	
	ミツビシUFJリ - ス	10,000,000,000	9,999,094,895	
	ミツビシシヨウジ	1,000,000,000	999,843,201	
	シンニツポンセイテツ	12,000,000,000	11,999,502,927	
	ジエイエフイーホールディングス	20,000,000,000	19,998,343,184	
	ミツビシUFJリ - ス	1,000,000,000	999,999,995	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	7,000,000,000	7,000,000,000	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	8,000,000,000	7,999,930,300	
	ミツビシUFJリ - ス	2,000,000,000	1,999,981,094	
	ASTRO CAPITAL CORP2	2,000,000,000	1,999,797,500	
	ASTRO CAPITAL CORP2	952,000,000	951,946,977	
	ミツビシUFJリ - ス	1,000,000,000	999,984,245	
	エイペックスF	4,100,000,000	4,099,657,198	
	エイペックスF	900,000,000	899,924,750	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	7,000,000,000	6,999,898,355	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	6,000,000,000	5,998,445,006	
	ジエイエフイーホールディングス	1,000,000,000	999,988,492	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	5,000,000,000	4,998,219,817	
	ミツビシUFJモルガン・スタン レー	5,000,000,000	4,998,604,228	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャル・ ペーパー	ジエイエフイーホールディングス	14,000,000,000	13,998,840,207	
	シンニツポンセイテツ	12,000,000,000	11,999,005,891	
	FOREST CORPORATION	268,000,000	267,898,712	
	STRAIT CAPITAL CORP	700,000,000	699,898,945	
	STRAIT CAPITAL CORP	3,000,000,000	2,999,566,913	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,998,054,462	
	ASTRO CAPITAL CORP2	630,000,000	629,965,239	
	ミツビシUFJリ - ス	10,000,000,000	9,998,868,620	
	ALLSTAR FUNDING CORP	200,000,000	199,985,617	
	エイペックスF	30,000,000,000	29,997,491,700	
	ミツビシUFJリ - ス	1,000,000,000	999,977,945	
	ミツイスミトモシンタクギンコウ	7,000,000,000	6,999,857,697	
	エスエムビーシーニッコウショウケン	5,000,000,000	4,998,389,560	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,998,134,255	
	ミズホショウケン	5,000,000,000	4,998,271,145	
コマーシャル・ ペーパー計		597,430,000,000	597,355,296,410	
合計			2,229,501,210,161	

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年6月30日現在

資産総額	2,726,119,373,292	円
負債総額	315,861,950,669	円
純資産総額(-)	2,410,257,422,623	円
発行済口数	2,410,257,349,444	口
1口当たり純資産額(/)	1.0000	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成24年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

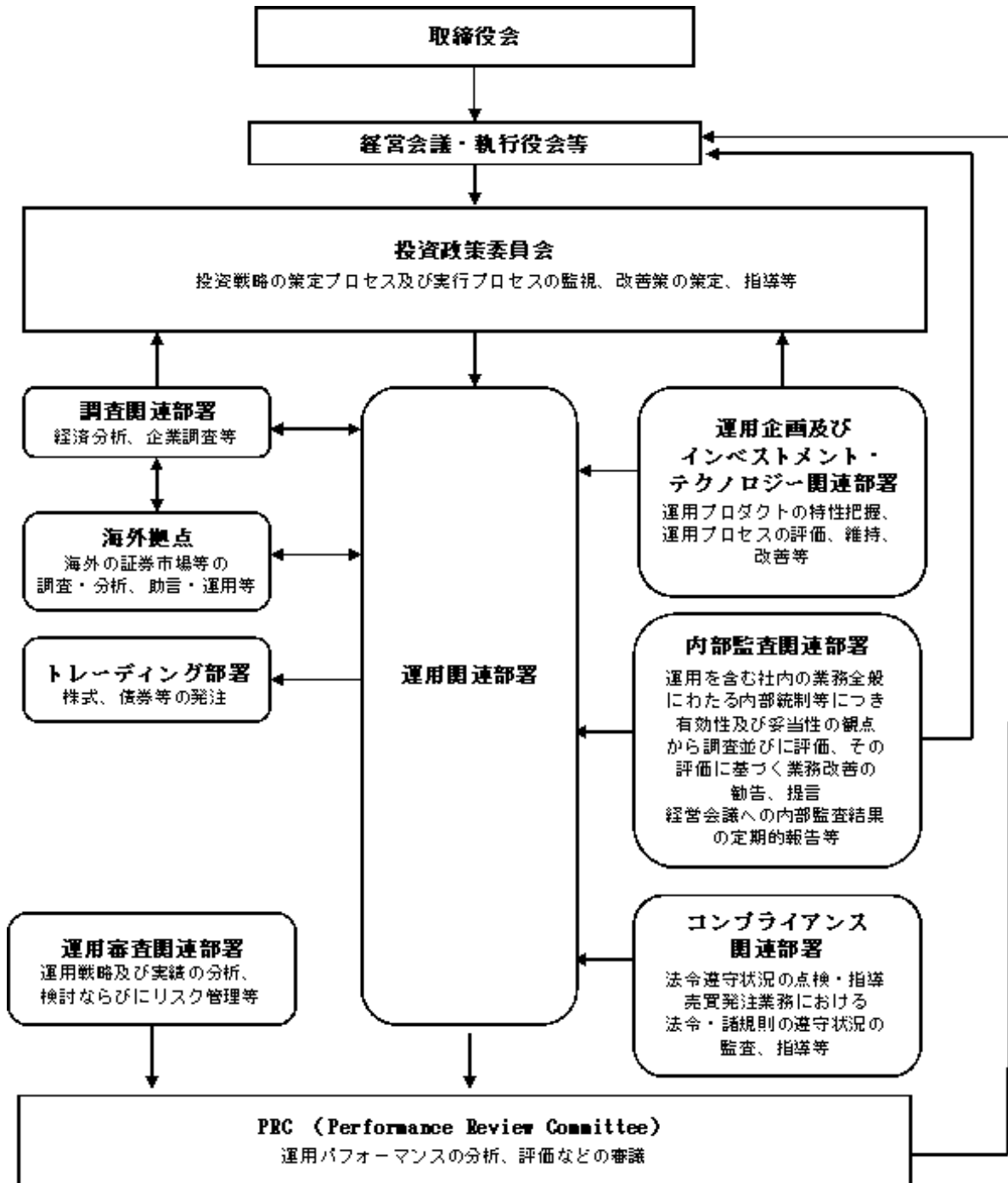
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年5月31日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	765	9,242,877
単位型株式投資信託	41	217,443
追加型公社債投資信託	18	4,682,632
単位型公社債投資信託	0	0
合計	824	14,142,952

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2 . 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度	(平成23年	当事業年度	(平成24年
		3月31日)		3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			538		240
金銭の信託			39,575		50,326
有価証券			1,400		1,800
短期貸付金			166		153
前払金			0		-
前払費用			41		37
未収入金			171		217
未収委託者報酬			10,032		8,149
未収収益			3,761		4,200
繰延税金資産			1,736		1,402
その他			12		14
貸倒引当金			6		6
流動資産計			57,430		66,535
固定資産					
有形固定資産			1,823		1,677
建物	2	576		516	
器具備品	2	1,246		1,161	
無形固定資産			10,649		9,754
ソフトウェア		10,647		9,753	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			32,430		21,505
投資有価証券		8,648		6,691	
関係会社株式		22,609		14,429	
従業員長期貸付金		235		29	
長期差入保証金		64		57	
長期前払費用		24		23	
繰延税金資産		582		-	
その他		265		273	
貸倒引当金		0		0	
固定資産計			44,903		32,937
資産合計			102,333		99,472

		前事業年度 3月31日	(平成23年)	当事業年度 3月31日	(平成24年)
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			8,000		8,500
預り金			87		93
未払金	1		7,645		6,276
未払収益分配金		4		4	
未払償還金		79		50	
未払手数料		4,517		3,610	
その他未払金		3,043		2,610	
未払費用	1		7,373		6,760
未払法人税等			800		856
前受収益			9		6
賞与引当金			2,900		2,816
流動負債計			26,818		25,310
固定負債					
退職給付引当金			4,064		2,437
時効後支払損引当金			481		489
繰延税金負債			-		7
その他			65		-
固定負債計			4,611		2,934
負債合計			31,429		28,244
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			39,369		39,611
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,684		38,926	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		14,077		14,320	
評価・換算差額等			2,624		2,705
その他有価証券評価差額金			2,694		2,693
繰延ヘッジ損益			69		12
純資産合計			70,903		71,227
負債・純資産合計			102,333		99,472

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			81,230		78,412
運用受託報酬			13,165		17,784
その他営業収益			143		129
営業収益計			94,539		96,325
営業費用					
支払手数料			39,741		40,671
広告宣伝費			1,155		952
公告費			-		0
受益証券発行費			6		5
調査費			20,709		19,308
調査費		1,310		1,108	
委託調査費		19,398		18,200	
委託計算費			917		931
営業雑経費			2,451		2,523
通信費		207		213	
印刷費		1,148		1,085	
協会費		73		76	
諸経費		1,022		1,147	
営業費用計			64,980		64,393
一般管理費					
給料			10,131		9,635
役員報酬	2	322		252	
給料・手当		6,822		6,602	
賞与		2,987		2,780	
交際費			141		140
旅費交通費			484		473
租税公課			231		224
不動産賃借料			1,452		1,309
退職給付費用			1,054		1,039
固定資産減価償却費			4,575		4,354
諸経費			6,106		6,204
一般管理費計			24,176		23,381
営業利益			5,382		8,550

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,771		4,116	
収益分配金		9		9	
受取利息		6		3	
金銭の信託運用益		1,222		377	
為替差益		62		55	
その他		319		360	
営業外収益計			6,391		4,924
営業外費用					
支払利息	1	75		54	
時効後支払損引当金繰入額		13		38	
その他		9		11	
営業外費用計			98		104
経常利益			11,676		13,370
特別利益					
投資有価証券等売却益		419		36	
株式報酬受入益		173		177	
特別利益計			593		214
特別損失					
投資有価証券売却損		149		136	
投資有価証券等評価損		10		1	
固定資産除却損	3	412		82	
システム利用契約解約違約金		20		-	
特別損失計			591		221
税引前当期純利益			11,677		13,363
法人税、住民税及び事業税			3,759		3,625
法人税等調整額			108		1,228
当期純利益			7,810		8,509

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,606
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,872	14,077
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	14,077	14,320
利益剰余金合計		
当期首残高	35,164	39,369
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	39,369	39,611

株主資本合計		
当期首残高	64,074	68,279
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	68,279	68,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,056	2,694
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	361	0
当期変動額合計	361	0
当期末残高	2,694	2,693
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	175	69
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245	82
当期変動額合計	245	82
当期末残高	69	12
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,231	2,624
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期変動額合計	607	81
当期末残高	2,624	2,705
純資産合計		
当期首残高	67,306	70,903
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期変動額合計	3,597	324
当期末残高	70,903	71,227

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="769 824 1066 958"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。								

7. ヘッジ会計	<p>(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[追加情報]

当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月 4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月 4日)を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成23年 3月31日)	当事業年度末 (平成24年 3月31日)												
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払金</td> <td style="text-align: right;">2,442百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">762</td> </tr> </table>	未払金	2,442百万円	未払費用	762	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払金</td> <td style="text-align: right;">2,320百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,267</td> </tr> </table>	未払金	2,320百万円	未払費用	1,267				
未払金	2,442百万円												
未払費用	762												
未払金	2,320百万円												
未払費用	1,267												
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">437百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,874</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,311</td> </tr> </table>	建物	437百万円	器具備品	1,874	合計	2,311	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">477百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,303</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,780</td> </tr> </table>	建物	477百万円	器具備品	2,303	合計	2,780
建物	437百万円												
器具備品	1,874												
合計	2,311												
建物	477百万円												
器具備品	2,303												
合計	2,780												

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,633百万円 支払利息 75	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支払利息 54
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 ソフトウェア 412百万円	3. 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソフトウェア 53
合計 412	合計 82

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年 5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

1株当たり配当額 700円

基準日 平成22年 3月31日

効力発生日 平成22年 6月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年 7 月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年 7 月19日

効力発生日 平成23年 7 月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 5 月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年 3 月31日

効力発生日 平成24年 6 月 1 日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">73 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </table>	器具備品		取得価額相当額	417百万円	減価償却累計額相当額	325	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	91	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	73 百万円	1年超	22	合計	96	支払リース料	103百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	96	支払利息相当額	3	減損損失	-	1年以内	6百万円	1年超	4	合計	10	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">器具備品</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">22 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> </table>	器具備品		取得価額相当額	184百万円	減価償却累計額相当額	163	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	21	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	22 百万円	1年超	-	合計	22	支払リース料	75百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	70	支払利息相当額	1	減損損失	-	1年以内	15百万円	1年超	24	合計	40
器具備品																																																																					
取得価額相当額	417百万円																																																																				
減価償却累計額相当額	325																																																																				
減損損失累計額相当額	-																																																																				
期末残高相当額	91																																																																				
未経過リース料期末残高相当額																																																																					
1年以内	73 百万円																																																																				
1年超	22																																																																				
合計	96																																																																				
支払リース料	103百万円																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																				
減価償却費相当額	96																																																																				
支払利息相当額	3																																																																				
減損損失	-																																																																				
1年以内	6百万円																																																																				
1年超	4																																																																				
合計	10																																																																				
器具備品																																																																					
取得価額相当額	184百万円																																																																				
減価償却累計額相当額	163																																																																				
減損損失累計額相当額	-																																																																				
期末残高相当額	21																																																																				
未経過リース料期末残高相当額																																																																					
1年以内	22 百万円																																																																				
1年超	-																																																																				
合計	22																																																																				
支払リース料	75百万円																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																				
減価償却費相当額	70																																																																				
支払利息相当額	1																																																																				
減損損失	-																																																																				
1年以内	15百万円																																																																				
1年超	24																																																																				
合計	40																																																																				

金融商品関係

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
其他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	-	-	-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(8)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
其他未払金	2,610	2,610	-
(9)未払費用	6,760	6,760	-
(10)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(11)デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326	-	-	-
短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

4．その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(1)	2,922	3,003	80
譲渡性預金	1,400	1,400	-
小計	4,322	4,403	80
合計	9,252	4,685	4,566

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	-
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(1)	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	65	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
合 計			3,013	-	(*1) 65	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308	-	10	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
合 計			1,462	-	(*1) 10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日)

イ. 退職給付債務	12,965百万円
ロ. 年金資産	7,475
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	5,489
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,064
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	4,064

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

イ. 勤務費用	535百万円
ロ. 利息費用	260
ハ. 期待運用収益	162
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	254
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	848
チ. その他(注)	206
計	1,054

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)

イ. 退職給付債務	13,948百万円
ロ. 年金資産	9,508
ハ. 未積立退職給付債務(イ + ロ)	4,440
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	572
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ + ニ + ホ + ヘ)	2,437
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト - チ)	2,437

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

イ. 勤務費用	543百万円
ロ. 利息費用	272
ハ. 期待運用収益	186
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ + ヘ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.8%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成23年3月31日)	当事業年度末 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,189	賞与引当金 1,070
退職給付引当金 1,666	退職給付引当金 877
所有株式税務簿価通算差異 884	所有株式税務簿価通算差異 776
投資有価証券評価減 569	投資有価証券評価減 501
ゴルフ会員権評価減 509	ゴルフ会員権評価減 430
減価償却超過額 307	減価償却超過額 243
時効後支払損引当金 197	時効後支払損引当金 176
子会社株式売却損 196	子会社株式売却損 172
未払事業税 206	未払事業税 166
未払確定拠出年金掛金 107	未払確定拠出年金掛金 -
繰延ヘッジ損失 48	繰延ヘッジ損失 -
その他 184	その他 148
繰延税金資産小計 6,069	繰延税金資産小計 4,564
評価性引当金 1,878	評価性引当金 1,650
繰延税金資産計 4,190	繰延税金資産計 2,913
繰延税金負債	繰延税金負債
有価証券評価差額金 1,872	有価証券評価差額金 1,511
繰延ヘッジ利益 -	繰延ヘッジ利益 7
繰延税金負債計 1,872	繰延税金負債計 1,518
繰延税金資産(純額) 2,318	繰延税金資産(純額) 1,394
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 41.0%	法定実効税率 41.0%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 13.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 11.3%
住民税等均等割 0.0%	住民税等均等割 0.0%
タックスハイブン税制 5.8%	タックスハイブン税制 4.2%
外国税額控除 0.6%	外国税額控除 0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 -	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 2.4%
その他 0.7%	その他 0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 36.3%

税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（指定期間）内に開始する事業年度（3年間）は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	137,500	関係会社 短期 借入金	8,000
							資金の返済	140,500		
							借入金利息の支払	75	未払費用	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド	シンガポール共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受(*2)	5,762	-	-
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*3)	6,794	未払費用	61

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835

親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都 中央区	400 (百万円)	投資顧問業	当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*5)	有価証券報告書(内国投資信託受益証券)		
							2,657	未払費用	939

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けております。

(*3) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	90,500	関係会社 短期 借入金	8,500
							資金の返済	90,000		
							借入金利息の支払	54	未払費用	2
							金銭信託の移管(*2)	9,258	-	-
							株式交換(*3)	8,267	-	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4)	5,887	未払費用	478

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5)	33,134	未払 手数料	2,987
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6)	2,126	未払費用	787

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(* 2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。

(* 3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得

いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。

(* 4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(* 5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(* 6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
	(株)野村総合研究所
流動資産合計	166,580
固定資産合計	229,654
流動負債合計	72,440
固定負債合計	74,932
純資産合計	248,861
売上高	320,289
税引前当期純利益	62,962
当期純利益	41,340

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,765円90銭	1株当たり純資産額	13,828円81銭
1株当たり当期純利益	1,516円39銭	1株当たり当期純利益	1,652円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	7,810百万円	損益計算書上の当期純利益	8,509百万円
普通株式に係る当期純利益	7,810百万円	普通株式に係る当期純利益	8,509百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成24年5月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000百万円	
株式会社アイネット証券	1,100百万円	
アーツ証券株式会社	450百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
いよぎん証券株式会社 ²	3,000百万円 ^{**}	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
木村証券株式会社	500百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
坂本北陸証券株式会社	450百万円	
セントレード証券株式会社	450百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
大北証券株式会社	128百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
田原証券株式会社	100百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
株式会社 証券ジャパン	3,000百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,850百万円	
日本アジア証券株式会社	4,100百万円	
光証券株式会社	514百万円	
ひびき証券株式会社 ¹	500百万円	
二浪証券株式会社	100百万円	
プレミア証券株式会社	467百万円	

ふくおか証券株式会社	2,198百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
丸八証券株式会社	3,676百万円	
明和証券株式会社	511百万円	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	
八幡証券株式会社	1,260百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 平成24年5月末現在

** 平成24年8月17日現在

1 ひびき証券株式会社は、新規の募集・販売は行いません。

2 いよぎん証券株式会社は、平成24年9月3日より募集・販売等の事務を開始します。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

立年月日 : 平成12年6月20日

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および : 平成12年7月13日

信託業務の認可取得日

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社と販売会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、木村証券株式会社の株式の6.3%を保有しています。

第3 【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成24年2月3日	臨時報告書
平成24年2月17日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成24年3月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年5月7日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 満雄
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年7月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成23年12月1日から平成24年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の平成24年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)